

大規模農業法人等の誘致活動推進事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日決裁

(趣旨)

- 第1 県は、企業等の農業参入支援を通じて、本県農業の振興を図るため、大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領（令和7年4月1日付け農支第150号農林部長通知。以下「実施要領」という。）に定める事業を実施する者に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

- 第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

- 第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定の通知)

- 第4 知事は、第3の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、様式第2号により通知する。

(事業内容の変更等)

- 第5 補助事業者は、規則第6条の規定により知事が付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の増減が20%以内の変更（補助額の変更を伴う場合を除く）とする。

(状況報告)

- 第6 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7 知事は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4の規定に基づく本補助金の交付決定の全部または一部を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- (2) 交付決定の内容または目的に反して本補助金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき
- (4) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(実績報告書の様式等)

第8 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（補助対象事業の廃止の場合を含む）の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い日とする。

3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 事業内容がわかる写真
- (2) 事業費の明細
- (3) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第9 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

(支払方法)

第10 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、速やかに様式第6号の補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第11 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定めのある財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については知事が別に定める期間とする。

2 同条第2号のその他知事が定めるものは、1件の取得価格が10万円を超える財産とする。

3 補助事業者は、規則第19条の知事の承認を得ようとするときは、様式第7号の財産処

分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第12 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第13 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、農業支援課に提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第14 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別途知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農地集積推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表

事業名	補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 農地集積推進事業	農地中間管理機構	大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領第3の1に掲げる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金（当該事業のみに従事する臨時職員賃金） ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・負担金 ・備品購入費（専ら当該事業に使用する備品でリース等による対応が困難と認められるものに限る。） 	定額	1 地区あたり 200 千円
2 遊休農地整備事業	大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領第2に規定する大規模農業法人等	大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領第3の2に掲げる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の整備に要する経費全般（参考） トランクター等機械リース料、燃料費、資材（土壌改良剤、農薬等）費、伐根費用、作業委託料等 	定額	10a あたり 100 千円 1 法人あたり 上限 7,000 千円（7ha 分）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約及びその他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第1号（第3関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業
（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称及び代表者の氏名

下記により、標記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の目的

4 補助事業の内容

5 事業費内訳

事 区	業 分	総事業費	補助事業に 係る経費	負 担 区 分			備 考
				県補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	円	

6 補助事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

令和 年 月 日

7 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

8 添付資料

- (1) 事業費の積算根拠
- (2) その他参考となる資料

様式第2号（第4関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業
（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付金額 金 円
- 3 支払方法
- 4 交付条件
 - （1）事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領（令和7年4月1日決裁。以下「実施要領」という。）、大規模農業法人等の誘致活動推進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - （2）要綱第5第2項に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （5）交付金額が、要綱第2で定める補助額の範囲を超えることとなったときは、速やかに知事に報告すること。

様式第3号（第5関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業(農地集積推進事業
・遊休農地整備事業)費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
の通知を受けた標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承
認を受けたいので、申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額

既交付決定額	金	円
追加（減額）交付申請額	金	円
合計額	金	円

3 変更（中止・廃止）理由

※様式第1号（「5」以降）を作成し、添付すること。

- 注) 1 添付する様式第1号「5」以降については、変更（中止若しくは
廃止）部分を2段書きとし、変更前のものを下段（ ）書きとすること。
2 補助金額が増減する場合は、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃
止）の承認を受けたいので、申請します」を「下記のとおり変更したい
ので、補助金〇〇〇円を追加（減額）交付されたく申請します。」とする
こと。

様式第4号（第8関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業(農地集積推進事業
・遊休農地整備事業)費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金実績額 金 円
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容

※様式第1号（「5」以降）を作成し、添付すること。

様式第5号（第9関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業
（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）費補助金交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした標記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付確定額 金 円

様式第 6 号（第 10 関係）

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業
（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）費補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定（交付決定）
の通知を受けた標記補助金の支払を下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付確定額 金 円
（補助金交付決定額）
- 3 請 求 額 金 円

※ 債権者コード

下記の銀行口座に振替えてください。	
名 義	※ フリガナを併せて記載してください。
区	銀 行 支店 信用金庫 農 協 支所
分	普通No. 当座No.

- ※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。
- ※ 要綱第 10 第 1 項により概算払いによる補助金の支払いを請求する場合には、「交付確定」を「交付決定」と「補助金交付確定額」を「補助金交付決定額」に修正の上使用すること。

様式第7号（第11関係）

大規模農業法人等の誘致活動推進事業
（農地集積推進事業）費補助金に係る財産処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業）
で取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関
する規則第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金額 金 円

3 処分する財産

財産の名称	取得年月日	取得金額(円)

- 4 処分の内容
- 5 処分の理由
- 6 処分後の事業計画